

## 接続料規則の一部改正について

### I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、端末系交換機能等の電話網等に係る各機能の接続料算定については、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間で適用期間として、現行の長期増分費用（以下「LRIC」という。）方式（第 4 次モデル）によって算定されているところである。
- (2) 今回の接続料規則の一部改正では、(1) を踏まえて平成 22 年度接続料算定に用いる入力値を更新するものである。

### II 主な改正の概要

#### 接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正

##### ○ LRIC方式による平成 22 年度の接続料算定に用いる各入力値の更新

【別表第 2 の 2 及び第 4 の 3 関係】

NTT東西が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち、加入者交換機能等に係る接続料については、毎年度最新のデータを用いてLRIC方式で再計算することとされているため、平成 22 年度接続料算定に用いる入力値を最新のデータに入れ替えるものである。